

第 24 回大阪市障がい者施策推進協議会発達障がい者支援部会 議事録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 10 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
2. 場 所 大阪市役所 屋上階 P 1 会議室
3. 出席委員 荒木委員、井上委員、岩元委員、木曾委員、酒井委員、田中委員、溝上委員、森委員、安原委員、和多田委員

【議事】

事務局（エルムおおさか）

【発達障がい者支援センター事業実施状況について、資料 1 に基づき報告】

事務局（松岡福祉局発達障がい者支援担当課長）

【発達障がい児専門療育、支援の引継ぎのための取組、市民への啓発について資料 2 に基づき説明】

事務局（神尾こども青少年局子育て支援部保健副主幹）

【4・5 歳児発達相談について資料 2 に基づき説明】

事務局（片岡教育委員会事務局指導部首席指導主事兼中央こども相談センター教育相談担当課長）

【幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施（市立幼稚園教諭）、発達障がいに関する教員向け研修について資料 2 に基づき説明】

事務局（吉井こども青少年局保育・幼児教育センター研修・企画担当課長代理）

【幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施（私立幼稚園教諭、保育士）について資料 2 に基づき説明】

事務局（片山教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当課長）

【巡回指導体制の強化、キャリア教育支援について資料 2 に基づき説明】

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長、大阪市就業・生活支援センターコーディネーター）

【発達障がい者就労支援コーディネーターの配置について資料 2 に基づき説明】

《質問・意見など》

〈田中委員〉

1 年後のアンケートについてお聞きます。

「専門療育が役立っていない」「良い変化なし」という方で、デイサービス等の利用と、計画相談を利用している方が多いと数字が出ていますが、療育がうまくいっている方との差はありますか。

うまくいっている 8 割の方の計画相談とデイサービス等の利用の率は、両者で大きく変わらないですね。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

はい。大きく変わらず、ほぼ同様な傾向を示しています。

〈田中委員〉

そうすると、困難だという方の課題は、ご家族よりもむしろ子どもの特性で、療育がうまく行っている 8 割の方に比べて障がい特性が強い等、何かそういう原因がありますか。

そこまで調べておられないのなら、例えば手帳を持っている方が多いなどがありますか。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

そこまでは、追跡はしていない状況です。

当初は、児童発達支援、放課後デイ等のサービス利用が十分ではないのかと想定していましたが、データをみると、ほぼ同様な傾向を示しているという結果で、何らかの療育に繋がれているという、安心感が少しありました。一方で、この一年間、専門療育で学んだことを実践して活用していただきたい家庭内で身近な療育者である保護者の方の関わりの中で療育をやっていたかという、その継続が困難だったのかなという考えに至ったということです。

〈田中委員〉

その困難な理由というのが、保護者サイドにあるのか、子どもさんの特性にあるのか、についてはわからないということですか。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

そこまでの分析は今の段階ではできていない状況です。

〈田中委員〉

私が実際に診察していると、ほとんどの子どもとそのご家族は、年に 2・3 回しか来られないんです。全体の 1・2 割の方で、月単位か 2 か月以内には診察に必ず来られる方が多いですね。

そのような方で、養育困難なご家族というケースもありますが、どちらかと言えば、子どもの障がい特性が強い方が多く、実際に投薬や、個別的な心理相談などを実施しないといけない子どもが比較的多いので、そういう子どもがその中に入ってくるのではないかと思うのですが。

〈峯川心身障がい者リハビリテーションセンター医務主幹〉

今回、このアンケート調査の実施にあたり、記入の負担を減らすため、それぞれの特性、医療の通院状況や投薬状況については記載をお願いせずは無記名としており、アンケート調査の限界もあると思います。やはり子どもの特性の問題や、例えば兄弟で特性をお持ちの子どもを養育されている、多子である、といった要因もあるのではないかと想定しています。

〈田中委員〉

できれば、このような方へのフォローがどんな形でされているか、今後教えていただければと思っています。

〈木曾委員〉

今お話しされていた点で私も思っていたのが、日常生活で継続して実践していくことが難しいということで、家庭内で継続できる方法を考えていくとのことでしたが、やはり家庭の中で親が療育者であり続けるというのは非常に難しいことだと思います。親に何とか頑張ってもらおうというのも必要ですが、そこに力をかけていくよりも、例えばペアトレのフォローアップのように、定期的に集まって、ほっとできたり、しんどい話を聞いてもらえたり、そういう機会を継続して持つことが必要ではないかと思いました。

専門療育が始まった当初は児童発達支援、放課後デイの数が少なかったですが、今は児童発達支援、放課後デイともたくさんあり、それを皆さん駆使して使っておられる方が多いので、そういった資源の中でどうやって保護者や子ども達を継続して支援していくのか。

そういう意味で計画相談もすごく重要で、セルフプランが多い中で計画相談を利用されている方が、こんなにいるんだ、とむしろ驚きましたが、この計画相談が定期的にきちんと機能しているのかどうか、そのあたりも継続的に保護者や家族に伴走していけるようになっているのかどうかを丁寧に見ていったほうがいいのではないかと思いました。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

先ほどのご意見についても、私たちもそのあたりを考えているところです。子どもに一番身近な療育者は保護者ですが、保護者だけに委ねるということではなく、専門療育は1年間と期間が限定されていますので、終了後に、地域の児童発達支援、放課後デイ等の事業所としっかりと連携し、児童の特性なども共有し、その療育効果が持続していると感じていただけるよう、そういったつなぐという役割を専門療育機関に果たしてもらうことも、委託事業者をお願いしたいところです。

またそういった連携について、先ほども説明しました専門療育機関が集まる連絡会で、同じ方向性を向いて取り組みができるよう共有し、家庭で取り組める方法についてあまりハードルを高く上げずに、こういった形で継続していけるのか話し合っていきたいと考えています。

〈岩元委員〉

まずこの調査をしていただいたことは本当にありがとうございます。

大変な作業だったのかと事前に読ませていただいて思ったところですが、専門療育が幼少期の関わりなので、どうしてもアタッチメントの形成というところが重点的になってくると思います。

先ほど木曾委員がおっしゃっていた、要保護者が育ちのいわゆる中心にあって、それがなかなか継続できないところに、子どもの成長とともにそのアタッチメントが生かしきれないその社会というのが存在してくるんですね。小学校に上がると、今度は上がった先の親ではない、第二の療育者、そういうところにうまく視点を、この事業が繋がっていくようになればすごくありがたいと思っています。

放課後デイ等の利用を調べていただいて、これを見たときに、片方ではせっかくアタッチメントを親と作ったのに、学校に行ったらデイに預けて、回数が複数で多くなり、親に関わる時間を喪失している。で、うまくいかない。もう一方はデイでしっかり対応してもらって、うまくいっているという部分と、この利用もしっかり分析していくと二面性が見えてくると思うんですね。

先ほどもありましたが、子どもさんの特性や、どういう利用をしているのか、社会がもう少し寛容的に見ていく必要があるのかなあとこのアンケートを読ませていただきました。

今後とも前向きに進んでいくことを期待しています。

〈酒井委員〉

（相談件数の）就労の部分ですが、成人期の相談はすごく多いのですが学齢期は3名と少なく、もう少し学齢期から就労の準備を進めていってもいいのではないかと、と思っています。先ほど、大阪市内は就労移行支援事業所が多く、大学生も利用しているのでそこで相談や支援の受け皿になっているのではないかと説明でしたが、令和7年度10月からは新しく就労選択支援事業が始まります。

その事業は、本人の就労準備支援、本人と一緒にアセスメントをして自己理解を促すという事業でもあります。1月30日に社会保障審議会の障がい者部会で就労選択支援事業の詳細が出ましたが、これまでは特別支援学校の生徒が対象だったのが、特別支援学校等になり、一般校や普通校、あるいは大学生も含めてその事業を利用できるように広がりました。

高校1年生からその事業を使えるという制度設計になっており、早期からしっかりと就労に向けた意識や準備を整えていくことが大事だと考えています。

そういう意味では、教育の部門と福祉の部局がしっかりと連携して、その就労選択支援事業を、学齢期からでも落とし込めるような取り組みが必要ではないかと考えています。来年度10月スタートですのでこれから準備をすることになると思いますが、福祉と教育がしっかりと連携しながら進めていただきたい、という要望です。

〈福原福祉局障がい者施策部障がい支援課長〉

酒井委員がおっしゃるとおり、令和7年10月から就労選択支援事業は新たなサービスとして、就労の前の段階で、ご本人と一緒に働き方や進路について、ともに伴走してしっかり自己理解を深めてよりよい選択をしていただけるような支援につなげていくといったものです。

在学中からの支援については、国からも詳細を示されてきており、令和7年10月からの実施に向けて、まず、令和7年10月から就労継続支援B型の利用の前に原則利用で、就労継続支援A型で

は準備が整い次第で令和 9 年 4 月以降開始となっていますが、在学中の方については、令和 7 年 10 月からスタートしますので、関係機関の皆様や利用者も含めてしっかりと周知していきます。

委員ご指摘のとおり、教育現場の皆様との情報連携や、早い段階で支援に繋がっていくような取り組みが進むよう、制度の趣旨にのっとり円滑に事業が進んでいくよう支援につなげていきたいと考えています。貴重なご意見をいただき、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

〈和多田委員〉

今までアセスメントを受けずにすぐに就労支援 B 型というのは利用できないと言われ、放課後等デイサービス等のサービスを重複しないように受け入れていたものが事業になったのでしょうか。高校生が支援学校に行くと、3 年生ぐらいでアセスメント実習に行かないといけないというのがこの事業のことですか。

〈福原福祉局障がい者施策部障がい支援課長〉

特別支援学校の在学中の方の就職に向けた支援の中で、今までは、在学中に就労移行支援のサービスを暫定的に受けていただくという制度となっていたものが、新たに就労のその前段階に、就労選択支援という形で事業がスタートするといったところです。

これまで就労移行支援でもしっかりとアセスメント等を実施されていましたが、今まではいわゆるアセスメントを実施するための専門的な研修という要件が職員の人員配置基準ではありませんでした。今回から、国が定める就労選択支援の養成研修を実施され、そちらを修了された方を事業所に配置して、より専門的なアセスメント実施するという形態で事業が構築されていますので、基本、これまでと同じような流れになると思われます。

専門的な短期間の生産活動等の体験を通じたアセスメントが、より専門化されるというイメージととらえていただければ、と思います。

〈酒井委員〉

放課後デイと就労支援 B 型のアセスメントは同日利用できなかったと思いますが、今回はできるように変わっています。

〈和多田委員〉

先ほどの専門療育ですが、どちらかというと ASD の人は、幼少時から TEACCH プログラムなどがいろんなところで取り入れられ、見てわかる支援に強い方がいらっしゃるようになったという実感がありますが、私が相談員をやっていて保護者の相談を受ける中で、ADHD の療育が専門療育のこの年代と合わなかったり、連れて行くことができないぐらいガサガサしている、あとはひとつのことを見るっていうことはできないなどで視覚支援に馴染まないというのもあります。

小学校でもドタバタして、いろんなトラブルがあってから放デイに来たら、怒ったり泣いたりしている間に帰る時間になり、療育を受けずに家に帰ったら、携帯でゲームをし始め、食事やお風呂入るのが遅れてしまい、寝る時間がずれてしまうというのが、今の子どもたちのお母さんたちの悩み事に多い。私も託児をしてい

て、絵本見せても反応しないのに、スマホが鳴ると反応して赤ちゃんでも寄ってくるぐらい今の子どもたちはタブレット等で育てられています。

その中で、通信機器の取り扱いに慣れているご家庭が上手にコントロールすることができるようになっていくところがあり、夜に Wi-Fi 設定を切るとか時間を区切る、という大きいルールを装置のせいにしてしまつて、環境調整を整えていくという療育の方が大事になってきています。そのような見守り機能の使い方や、お母さんもよくわからなくて、させっ放しにするとお金がかかって困るから無制限でやらせる、となると昼夜逆転になってしまう可能性もあるので、そういった通信機器等について、ADHD の子は賢いので、上回ってその親のトラップを乗り越えてしまうということもあり、そういうことを教えてもらいたいと思いました。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

専門療育は ASD の児童を対象にした療育になっており、ADHD の子どもを持つ保護者に対しては、エルムおおさかで主催する ADHD の講座や、ペアレント・トレーニングを市内各所で実施しています。その講座等で、例えば、ADHD の子どもとどう関わったらいいのか、どのような環境を整えたらいいのか等について、ペアレント・トレーニングは少人数でやっていますので、講師の先生に聞いたり、ほかの保護者と共有するなどして、手法や理解を深めていっていただきたいと考えています。

〈荒木委員〉

私が興味をもっている点は、小学校から高校に上がるころになります。資料 2 の 32 ページで、旧市立特別支援学校について記載していますが、令和 4 年 4 月から、大阪市立高校が大阪府に移管され、引き継ぎなどについて、影響等を教えていただければと思っております。

〈片山教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当課長〉

大阪市から大阪府へ移管するにあたっては、特別支援学校や大阪市立の高等学校について、教育水準を下げないということがあり、特に大きな弊害等はありません。支援学校も、市内に増えていますが、そういったお子さんも含めて対象として、この事業を進めており、特に支障はありません。

〈木曾委員〉

資料 1 の 4 ページで、20 代の相談が一番多いということでしたが、最近学生たちを見ても、特別支援教育が始まってから学童期を迎えている子どもが増えています。幼少時に発達障がい等の診断を受けている学生が増えてきていることもあり、学生の雰囲気も変わってきたなあと思っていますが、エルムに繋がっている 20 代の人たちは、それまでに特に支援を受けてきておらず、その後、いろいろ困ってきましたっていうケースが、過去はそのような相談が多かったと思いますが、今の方は、昔からいろいろ支援を受けていたけど 20 代でちょっと困って、相談先がなくてエルムに繋がっているのか、そのあたりを教えていただきたい。

もう一点は、専門療育もそうですが ASD の支援をこれまでいろいろしてきた印象がありますが、LD の診断を受けている相談が少ないのはどういうことなのだろうと思いました。まずは診断を受ける場面が少なくて診断を受けていないのかもしれませんが、LD のような困りごとを持っている方は、どこにいるのか、困

っているけど、繋がっていないとか、困らないようにうまく支援で繋がっているのか、そのあたりエルムから見た感触も含めて教えていただけたらと思います。

〈エルムおおさか佐藤主任〉

まず 20 代の方については、小さいときに療育を受けていたけれども、小学校高学年、中学校・高校は特に支援を受けずにそのままやってこられたという方が多いです。

例えば専門学校や大学に入って、自立的にやっていく必要があるところで、うまくレポートが提出できない、就活の時期を迎えて、卒論と就活の両立が難しい、等ですね。困りごとが増えてきて、再度相談に来られる方が増えてきていると思います。一部の方は親御さんがまったく気づかずに、ここまで来た、なかなか本人から自己発信で困っていることを今まで言ってこなかった方も多く、親御さんが気づいていなくて本人だけ困っていて、でも何とかやって来たという方が 20 代は多いという印象。

LD については、診断名は医師からの診断が出ている方でカウントしていますので、学習障がいかもしれないとご本人がおっしゃる方は他にもいらっしゃいます。

〈木曾委員〉

20 代のイメージは、学生もそのような感じで小さいときから支援を受けていて、今、大学生になって、途中から支援がなくても過ごせるようになってきたという学生と、学生になって ADHD と聞くようになって、私もそうだ、いろいろ困りごとが出てきた、というのは二極化していると思っています。やはり社会により近くなってきたときに困りごとが出てくるというのが、先ほど就労準備の選択の話もありましたが、重要だと思いました。

【議題 3 発達障害児者地域生活支援モデル事業（「ペアレント・トレーニングのプログラム作成に向けた調査・分析及びペアレント・トレーニングファシリテーター養成講座の実施」の検証について）

（松岡福祉局発達障がい者支援担当課長、エルムおおさか瀬崎副所長）

【発達障害児者地域生活支援モデル事業について、資料 3 に基づき説明】

《質問・意見など》

〈岩元委員〉

意見でも質問でもないのですが、私が参加した研修の場で体験したことで、すごくいいなと思ったことをお伝えさせていただきます。

全国の児童発達支援協議会の施設長会が先月あり、そちらで各事業所等に通っている子どもへのインタビューを流してくれました。

幼児期、低学年、高学年、中学生、もう一つは高校生や、思春期を過ぎたような子どもたちの生の声を届けていただいたんです。幼児でもやはり家でやりたいこととか、止められて嫌なこと、一番好きな人、嫌いな人っていうのは、はっきりおっしゃるんですね。そこはやはり親御さんが関わっていることが結構多いん

です。ペアトレをすることで保護者も学ぶのですが、そういう子どもの声を聞くというのがすごく大事なのかなあと思い、そのインタビューを聞いていたんです。

それが小学校に行くと、自己主張が出て来て、そこから進んでくると、やはり学校の先生がなじめなくなるとか、一番頼られるのは、親でもなく施設の職員さんになってくるとか、すごくその子どもさんの心理の変化というのか、さっきも申し上げましたが、アタッチメントの対象となる方がすごく変わってきていて。

本来だったら家庭というのは一番安心できる場所であって欲しいと願うんです。どの世代であっても。それが、子どもにとってその家庭が安心できない場所になっているというのは、子どもにとって悲しいのかなあと思って聞いていたんですが。このペアトレで、保護者がそれを学ぶことによって、子どもを操るとかそういうことではなくて、本当に子どもが安心して過ごせる場所づくりや、そういうところに繋がって行って、その上で社会に出て行けるように活用していただけるとすごくいいかなと思っています。あまり意見でもなくて申し訳ないです。

〈安原部会長〉

今、子ども基本法もできて、障がいに関わらず、子どもたちの意見をちゃんと聞こう、行政の計画にも反映させよう、と子どもの意見を聞いたり、各自治体でやっていると思いますが、障がい持っている子どもも、「言えない」ではなくて、自分たちの思っていることがきくとあると思って、そういうことも反映できるような環境づくりも大切なのかなと思います。

この資料は、世代別できっちりとインタビューして要因などもまとめてくださって、すごく面白いなと。私たちは個別に相談を受けているので、こういう変化があるなっていうのは何となくわかっていましたが、やっぱりそうなんだ、というのが判りすごくよかったと思います。ありがとうございます。

〈木曾委員〉

とてもわかりやすく、すごく納得のいく整理をしていただいているな、と思いました。

質問ですが、例えば、ペアトレを児童発達支援、放課後デイ等とするときは、報酬はいただけるのですか。やはり児童発達支援、放課後デイでも、今、定員がいっぱいで、もうこれ以上受けられないみたいな状態が起きている中で、そのプラスアルファで実施するときに、金銭的なことが関わってくると思いますので、その点、制度的なことを教えていただきたい。

もう一点は、先ほど岩元委員もお話された、これはもう親だけでなく、支援者にも受けて欲しいとすごく思いました。エルムでティーチャーズトレーニングをされていますが、これをもう少し大きい年齢で、思春期や、だんだん親から離れていって学校の先生や、別の大人たちとの関係の方がメインになってくるので、そういうところの先生方がきちんと安心できる場になって、意見をきちんと聞いていただけたらすごくありがたいなと思いました。そういった支援者向けのトレーニングみたいな形で展開を考えておられるか、教えてください。

〈福原福祉局障がい者施策部障がい支援課長〉

報酬について、お答えします。

療育の支援の範疇につきましては、ご本人への支援、ご家族の相談、関係機関との連携という部分に

ついて、基本報酬や、様々な加算が設定されています。

その一環で、個別の支援に関しては、基本的には報酬に算定されていますが、事業者がペアレント・トレーニングを企画されて、資料の作成や催しの実施に関して、例えば研修の講師料、資料代、会場を借り上げる等の実費の部分につきましては利用者が負担するなど運営されているところが多いのではないかと思います。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

後半のご質問ですが、ペアレント・トレーニングは、保護者の方を対象に実施しています。先ほどおっしゃっていたティーチャーズトレーニングは保育士さんを対象にしたトレーニングになりますが、それ以外にも、現在実施しておりますペアレント・トレーニングは、市内各所で 8 名程度の保護者を対象にした連続講座ですが、前後に公開講座や、ペアレント・トレーニングを実施した後の実践報告会などで支援者も参加していただけるようにしています。

もう少し踏み込んだ形であれば、ペアレント・トレーニング連続講座で、保護者の方の同意を得てからになります。ご希望される支援者の方に、ペアレント・トレーニングを見学に来ていただく、といった機会を新たに設けることなども、今のお話をお聞きしながら考えていたところではあります。

今後、対象を変えたペアレント・トレーニングの導入につきましては検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

〈木曾委員〉

より良い支援の仕方を学んでもらう前に、安心できる、というのが先生方もすごく大事なことで、先生方が日々こんなことで困っていること等、保育士さん向け研修でも、そこで共感しあって、救われる先生たちがすごく多いので、そういう意味合いで、このようなティーチャートレーニング等も、今後やっていけたらいいなと思いました。

【議題 4 令和 7 年度大阪市障がい者等基礎調査について】

(事務局 三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長)

【令和 7 年度大阪市障がい者等基礎調査について、資料 4 に基づき説明】

《質問・意見など》

〈木曾委員〉

資料 4 の 3 ページで、教えていただきたい。発達障がい等の方は、手帳をお持ちでない方が多いと思います。発達障がい者支援センターや、専門療育の利用者アンケートはされていますが、障がい児通所受給者証を持っているお子さんが増えていることと、就労系で手帳を持っていない利用者もおられ、そこまで対象にすると対象者が増えすぎてしまうので、対象になっていないという理解でいいのでしょうか。

〈三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長〉

本人調査、家族調査については、対象者の抽出の観点から手帳所持者をベースで行っていますので、ご質問にありました手帳を所持していないサービス利用者は調査対象とはなっていません。

一方で、事業者調査については手帳を所持していない方も対象としていますので、事業者における状況確認はこの調査を通じて行っています。

手帳を所持していなくても、エルムおおさか等の利用がある方については対象となっています。

〈松岡福祉局発達障がい者支援担当課長〉

補足で説明させていただきます。

今回、基礎調査のアンケート項目は、先ほど説明があったポイントで精査を行いますが、発達障がい者が対象のアンケート項目については独自の項目もあり、更新したいと思う内容もあります。

そちらは、次回の発達障がい者支援部会を待っていてはスケジュールの関係上、ご意見をお伺いする機会を逃してしまいますので、発達障がい者に固有の部分の項目のみになりますが、事務局案を作成し、別途メール等で委員の皆様には照会させていただきたいと思っています。

ご意見を頂き、ワーキングにも反映し、アンケート項目を整理したいと考えていますので、ご協力をよろしくお願い致します。